

(議事要旨 1) テーマ提言について

(前回会議までに提案されたテーマ)

株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について

第 43 回企業会計基準諮問会議（2021 年 11 月 29 日開催）で提案されたテーマ「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」に関し、事務局から「(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発」に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。

(新規テーマの提言)

譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化

全国銀行協会（以下「テーマ提案者」という。）より新規テーマとして提案された「譲渡人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」について、提案の理由、その具体的な内容について説明がなされた。

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、金融資産の消滅の認識要件について、譲受人が一定の特別目的会社（以下「SPC」という。）の場合には、当該 SPC が発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして消滅の要件を適用するとされており、テーマ提案者から、会計実務上、SPC に対して貸付が行われている場合の当該要件の適用について見解が分かれていることから明確化が必要であると提案された。

当該提案について事務局から、金融資産の消滅の範囲の明確化の要否について議論はあり得るものの、広範な影響があるとはいえず、企業会計基準委員会（ASBJ）のリソースを使う必要性は必ずしも高くないと考えられることから、本テーマを ASBJ の新規テーマとして提言しないことが提案された。

テーマ提案者及び事務局からの説明及び提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

- 仮に（案 2）を採る場合、金融債権の譲渡人について金融機関が中心と考えられると事務局が分析している点について、譲渡人は金融機関に限定されない可能性があると考えている。近年の関係法令及びフィンテック市場の変化により、一般事業会社であっても金融に関連する事業を拡大している状況であるため、この点も踏まえた分析を行う必要があると考える。

- （案1）については、実務上、様々なスキームがある中で、類推適用が可能となる論拠を丁寧に説明すべきである。また、上記の意見も踏まえると、金融商品会計基準の解釈にかかわる論点であるため、新規テーマとして取り上げ、明確化を図ることが良いと考える。
- 我が国の金融商品会計基準は、金融商品の消滅の認識について財務構成要素アプローチを採用している。金融商品会計基準における金融商品の消滅の認識は、譲渡された金融資産であることが前提となっており、証券と貸付金では譲渡に関して大きな違いがあると考ええる。このため、事務局の（案1）のように類推適用する考え方を示す場合、財務構成要素アプローチと不整合にならないのかを整理する必要があると考える。

審議の結果、議長より、「証券」に対する消滅の認識の要件の取扱いを貸付金に類推適用できるかについて様々な考え方があるのではないかと指摘があり、また、本件は必ずしも金融機関に限られない広範な影響がある可能性があるとの指摘が聞かれたことから、会計基準の開発により当該要件の適用の明確化が必要と考えられたとされ、本テーマを ASBJ に提言することについて基準諮問会議委員の意見を確認した結果、議長としてコンセンサスが得られたと判断し、新規のテーマとして ASBJ に提案する旨の発言がなされた。

以 上